

平成 31 年 3 月 8 日

各位

株式会社ジャパンビバレッジホールディングス

### 消費税転嫁対策特別措置法に基づく中小企業庁の措置請求について

平素より、格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、中小企業庁より、弊社について、消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段の規定に反する行為が認められたとして、公正取引委員会へ適当な措置をとるよう請求を行った旨の公表がなされました。

弊社は、自動販売機を設置し清涼飲料水等を販売する事業を行っており、自動販売機を設置する際、設置場所を管理する管理者様等（以下、「事業者様」という）との間で自動販売機設置契約を締結し、当該契約に基づき販売手数料を支払っております。

今般、この販売手数料のお支払いについて、平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引上げ後も、一部の事業者様に対し、従来どおりのお支払いをしていたことが消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段の規定に反する行為と認定されました。

消費税転嫁対策特別措置法の認識が不十分であったため、対象の事業者様をはじめ、関係される皆様には大変ご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、弊社は、中小企業庁のご指摘を受けて以降、速やかに対象となる事業者様に対し、平成 26 年 4 月 1 日以降の消費税率引き上げ分をお支払する旨ご連絡するとともに、順次、手続きを行い、殆どの事業者様のお支払いを完了しております。

今回の措置請求を真摯に受け止め、消費税転嫁対策特別措置法の遵守を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以 上